

改正

平成13年12月5日告示第236号
平成14年6月7日告示第121号
平成15年3月31日告示第62号
平成19年3月19日告示第58号
平成19年3月30日告示第77号
平成21年3月27日告示第68号
平成21年6月25日告示第171号
平成22年3月31日告示第71号
平成26年12月17日告示第326号
平成27年3月10日告示第44号
平成28年5月23日告示第145号
平成30年3月15日告示第52号
平成31年3月28日告示第59号
令和2年3月25日告示第70号
令和3年3月29日告示第68号
令和5年3月31日告示第110号
令和7年3月31日告示第125号
令和8年3月30日告示第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木更津市まちをきれいにする条例（平成8年木更津市条例第4号。以下「条例」という。）第20条第4項の規定により、木更津市雑草等処理対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、別に定めるもののほか、条例の例による。

(本部長及び本部員)

第3条 本部長は、副市長とする。

2 本部員は、総務部長、企画部長、財務部長、資産管理部長、市民協働部長、健康づくり部長、子ども未来部長、福祉部長、環境部長、経済部長、都市整備部長、教育部長、消防長及び農業委員会事務局長とする。

(本部長の職務代理)

第4条 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、環境部長の職にある者がその職務を代理する。

(実施計画)

第5条 対策本部は、空き地における雑草等の繁茂の状況の調査及び指導について、年度ごとに実施計画を定めるものとする。

(本部員の事務)

第6条 本部員は、別表に定める担当区域において、前条の実施計画に従い、事務を行うものとする。

2 前項の担当区域内における市民等及び自治組織からの情報は、それぞれの区域を担当する各本部員において処理するものとする。

(指導等)

第7条 条例第17条の規定による指導を書面で行う場合には、空き地に係る雑草等除去依頼書(別記第1号様式)により行うものとする。

2 条例第18条の規定による勧告は、空き地に係る雑草等除去勧告書(別記第2号様式)により行うものとする。

3 条例第19条の規定による再度の勧告は、空き地に係る雑草等除去再勧告書(別記第3号様式)により行うものとする。

(報告)

第8条 各本部員は、実施計画に従い実施した結果をとりまとめ、実施結果報告書(別記第4号様式)により本部長に報告しなければならない。

(対策本部の庶務)

第9条 対策本部の庶務は、環境部生活環境課において処理する。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月5日告示第236号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成14年6月7日告示第121号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日告示第62号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日告示第58号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第77号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年6月25日告示第171号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第71号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月17日告示第326号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月10日告示第44号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月23日告示第145号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年3月15日告示第52号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第59号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第70号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第68号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第110号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第125号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日告示第82号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条第1項）

本部員名	担当区域
総務部長	牛込、中島（区画整理地区を除く）、中野、金田東1丁目～6丁目、岩根1丁目～4丁目、高柳（字反町、上花立、谷原、西山、上長須賀境、下花立、下長須賀境、西ノ谷、水深、山ノ内、老貫目、池田、小僧塚、塚ノ越、草芽沼、中里境、中ノ砂、水上、町田）、畔戸（区画整理地区を除く）、北浜町、万石

企画部長	江川（字寺東、山王、辻見堂、塚ノ越、上川田、野際、大沼、仲野町、下沼、日々道、川端、掘込、新川田）、椿、日の出町、犬成、中尾、祇園3丁目・4丁目、清川1丁目・2丁目、清見台東2丁目・3丁目、東太田3丁目、久津間
財務部長	東太田4丁目、清見台南5丁目、請西4丁目、請西南1丁目～5丁目、笹子、菅生
資産管理部長	高柳（字八軒家、内沼、水越、机免、宮ノ前、坪内、初崎、次郎丸、吉川縁、柳原、望陀川原、柳刈台、東川間）、高砂1丁目～3丁目、本郷1丁目～3丁目、ほたる野1丁目～4丁目
市民協働部長	大和1丁目～3丁目、東中央1丁目～3丁目、大稲、上根岸、茅野、茅野七曲、下内橋、佐野、下郡、下宮田、田川、戸国、根岸、真里、真里谷、山本七曲、上烏田、中烏田、下烏田、羽鳥野1丁目～3丁目、畑沢、畑沢1丁目～4丁目
健康づくり部長	朝日1丁目～3丁目、矢那、貝淵1丁目～4丁目、羽鳥野4丁目～7丁目、八幡台1丁目～7丁目
こども未来部長	中央1丁目～3丁目、新宿、吾妻1丁目・2丁目、木更津1丁目～3丁目
福祉部長	幸町1丁目～3丁目、桜町1丁目・2丁目、桜井、潮見1丁目～9丁目、潮浜1丁目～3丁目、新田1丁目～3丁目、富士見1丁目～3丁目、中里、中里1丁目・2丁目、千束台1丁目・2丁目
環境部長	畑沢南1丁目～6丁目、小浜、港南台1丁目～5丁目、伊豆島、坂戸市場、築地、新港、木材港、大久保1丁目～4丁目
経済部長	有吉、井尻、牛袋、牛袋野、大寺、曾根、十日市場、上望陀、下望陀、祇園、高柳（字大島、沖田、新林）、高柳1丁目～4丁目、若葉町
都市整備部長	瓜倉、太田1丁目・2丁目、太田4丁目（1番地～13番地）、東太田1丁目、東太田2丁目（1番地～15番地）、清見台2丁目・3丁目、清見台南1丁目～4丁目、吾妻、木更津、長須賀、西岩根、江川（字稲荷下、石橋、廻り田、向後、鯛田、北境、田向、宮原、北庭、大崎、水神、根付北割、根付中州、沖ノ山北割）、草敷、かずさ鎌足1丁目～3丁目、中島（区画整理地区に限る）、畔戸（区画整理地区に限る）
教育部長	真舟1丁目～5丁目、大久保、文京1丁目～6丁目、桜井新町1丁目～5丁目、請西、大久保5丁目・6丁目
消防長	東太田2丁目（16番地～19番地）、太田3丁目、太田4丁目（14番地～24番地）、請西1丁目～3丁目、請西東1丁目～8丁目

農業委員会事務局長

祇園1丁目・2丁目、清見台1丁目、清見台東1丁目、永井作、永井作1
丁目・2丁目

別 記

第1号様式（第7条第1項）

年 月 日

様

木更津市雑草等処理対策本部
本部長

空き地に係る雑草等除去依頼書

下記調査日に〇〇様が所有・占有、又は管理する空き地を調査したところ、雑草等が繁茂、又は刈り取った雑草等がたい積している状態です。

このまま放置すると、以下のような事が考えられます。

- | |
|---|
| <p>① 雑草が伸び、周囲から見えづらくなることにより、不法な廃棄物が捨てやすい場所となり、不法投棄を助長することで、周辺環境の悪化を招くことがあります。</p> <p>② 枯草火災の一因となり、周辺住民への危険を及ぼすことがあります。</p> <p>③ 周囲との美観や周辺との調和を損なう恐れがあります。</p> <p>④ 近隣住民とのトラブル原因となります。</p> |
|---|

このようなことから、刈取り及びたい積物の除去をお願いいたします。

なお、この文書が届いたときに、既に除去済の場合はご容赦ください。

今後も適切な管理をお願いいたします。

謹言

記

- 1 土地の表示 木更津市
- 2 調査日
- 3 地区担当者（所属部課等名及び氏名）
- 4 電話番号

年 月 日

様

木更津市雑草等処理対策本部
本部長

空き地に係る雑草等除去勧告書

下記の〇〇様が所有し、占有し、又は管理する空き地に雑草等が繁茂する状態にあり、当該空き地を適正に管理されていないことについて、先に刈り取り等をお願いしたところですが、いまだ実行されておられません。

そのため、周囲の美観風致又は周辺との調和を損ない、又は良好な住環境を害すると認められる状態にあり、このまま放置すると病虫害若しくは雑草等が飛散し、又は枯れ草火災、不法投棄等の犯罪、交通事故等を誘発するおそれがあるため、近隣住民に著しく迷惑を及ぼすことが懸念されます。

つきましては、木更津市まちをきれいにする条例第18条の規定により、早急に雑草等の刈り取り又は刈り取った雑草等の除去がされるよう勧告します。併せて、同封の葉書により回答くださるようお願いします。

なお、この文書が届いたときに、既に除去済の場合はご容赦ください。

記

- 1 土地の表示
木更津市
- 2 調査日 年 月 日
- 3 地区担当者（所属部課等名及び氏名）
- 4 電話番号
- 5 履行期限 年 月 日

年 月 日

様

木更津市雑草等処理対策本部
本部長

空き地に係る雑草等除去再勧告書

下記空き地における雑草等の刈り取り等除去について以前に勧告し、下記の調査日に調査いたしましたが、いまだ実行されておられません。

このまま放置すると病虫害若しくは雑草等が飛散し、又は枯れ草火災、不法投棄等の犯罪、交通事故等を誘発するおそれがあるため、木更津市まちをきれいにする条例第19条の規定により、早急に雑草等の刈り取り又は刈り取った雑草等の除去をするよう再勧告します。

併せて、同封の葉書により回答くださるようお願いいたします。

記

- 1 土地の表示
木更津市
- 2 調査日 年 月 日
- 3 地区担当者（所属部課等名及び氏名）
- 4 電話番号
- 5 履行期限 年 月 日

木更津市雑草等処理対策本部

本部長 様

本部員

実施結果報告書

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

課等名	所有者等への指導等				所有者等による回答、刈取実施等			
	指導 (A)	勧告	再勧告	指導等 合計	回答	実施 (B)	未実施	実施率 ※
	件	件	件	件	件	件	件	%
	件	件	件	件	件	件	件	%
	件	件	件	件	件	件	件	%
	件	件	件	件	件	件	件	%
	件	件	件	件	件	件	件	%
	件	件	件	件	件	件	件	%
	件	件	件	件	件	件	件	%
合計	件	件	件	件	件	件	件	%

(B)

※ 実施率 = $\frac{\text{---}}{\text{---}} \times 100$

(A)